

## 外資系企業の経理担当者の方への耳より情報

-今の税理士に満足していますか？-

＜社員 10 人超又は年商 10 億円以上の中・大規模法人向け＞



この冊子は社員 10 人超又は年商 10 億円以上の中・大規模法人向けに作成しております。社員 10 人以下又は年商 10 億円に満たない会社であっても、会社に専任の経理担当者を置いている場合は、「中規模法人」としての機能を有している会社となりますので、是非この冊子に目を通して頂ければと思います。

## 今の税理士に満足していますか？

突然ですが、まずいくつか質問をしてみましょう。

“国際間取引に関する質問をしても的確な回答をしてもらえなくてイライラしていませんか？”

日本の税制について、税理士事務所から親会社の担当者へ直接説明して欲しいのに、英語対応してくれなくて困っていませんか？”

“税理士事務所の対応がいつも遅くてイライラする、なかなか担当者と連絡がつかなくて作業が先に進まない、又はいつも申告がぎりぎりになってあせることはありませんか？”

年一回の決算のみ税理士法人に頼んでいるが、普段ちょっと質問をしたくても対応してもらえない、あるいは年一回対応してもらっている担当者が怖くて質問しにくく困っていませんか？”

BEPS 対応で移転価格文書を作成する必要があるが、どこへ相談してよいか分からず困っていませんか？

“大手税理士法人の顧問料は割高だと思いませんか？”

“税理士事務所を変更するのはリスクが伴い、変えたくてもなかなか変えられないと思いませんか？”

これらの質問のうち、一つでも該当する項目がある方は解決策を探ってみましょう。今の状態では、不満を抱えたまま毎年何十万円～何百万円という税理士報酬を支払っていることになりかねません。もし、これらの問題を解決してくれる事務所があったら、ストレスも軽減するし、会社としても良い方向になるのにとっている外資系企業の経理担当者の方も多と思います。

この冊子は、今までに外資系企業の経理担当者の方から寄せられた様々なご意見・ご要望をもとに作成しております。上記の問題に対する解決策を必ず提案することができると思っておりますので、是非ご一読ください。

## 問題 1

“国際間取引に関する質問をしても的確な回答をしてもらえなくてイライラしていませんか？”

現在関与している税理士事務所は国際税務に慣れておらず、親会社との取引などクロスボーダー取引に関する質問をしても、はっきりとした回答をもらえず、もどかしさを感じていることもあるのではないのでしょうか。



坂下国際税理士法人では、クライアントの80%以上が外資系企業であり、国際税務に特化した事務所です。そのため、常に外資系企業が抱えるクロスボーダー取引に関する税務を取り扱っておりますので、国際税務に精通した専門家が的確なアドバイスをいたします。

## 問題 2

日本の税制について、税理士事務所から親会社の担当者へ直接説明して欲しいのに、英語対応してくれなくて困っていませんか？”

外資系企業の多くは常に本社への報告が求められる状況にあります。本社のCFOを筆頭にコントローラー、アカウントिंगマネージャーは、常にローカルの財務諸表を把握しておりますので、日本の税制の取り扱いなどローカル特有の事情について常に情報を求めています。現在関与している税理士事務所は英語対応していないため、日本の経理担当

者の方が間に入って本社へ説明せざるをえず、時間と労力をとられている方も多いかと思  
います。



坂下国際税理士法人では、クライアントのリクエストに応じて、日本の経理担当者を介さ  
ず、本社の担当者へ直接英語で説明、対応する体制をとっております。そのため、日本の  
経理担当者は通訳、翻訳作業に手間取ることなく本業に集中することができます。

### 問題 3

“税理士事務所の対応がいつも遅くてイライラする、なかなか担当者と連絡が  
つかなくて作業が先に進まない、又はいつも申告がぎりぎりになってあせるこ  
とはありませんか？”

現在関与している税理士事務所の担当者に連絡をしてもなかなかつながらない、つなが  
っても対応が遅くて返答に数日、時には一週間も待たされてしまうことがあるという話を伺  
ったことがあります。また、早々に決算月の帳簿を締めたにもかかわらず、税理士事務所  
の対応が遅くて税額がなかなか固まらず、確定申告書の提出がいつも提出期限ぎりぎり  
になってしまう会社もあるかと思えます。急に多額の納税額を告げられ、資金繰りに慌てる  
といった場合も見受けられます。



坂下国際税理士法人では、クライアントからの電話はすぐに対応いたします。  
メールなどのお問い合わせに対する回答は、遅くとも 24 時間以内に対応いたします。決  
算時には、事前準備に時間をかけますので、余裕を持って納税額をお知らせいたします。  
例えば 12 月決算の会社で 1 か月の申告期限の延長届を出しているクライアントの場合、2  
月中旬には税額の通知、3 月中旬にはすべての申告書の提出を完了させております。

### 問題 4

年一回の決算のみ税理士法人に頼んでいるが、普段ちょっと質問をしたくても  
対応してもらえない、あるいは年一回対応してもらっている担当者が怖くて質  
問しにくく困っていませんか？”

現在関与している税理士事務所には、年一回の決算時のみ依頼しているため関係性が薄く、ちょっと質問したいと思って前回の申告時の担当者に連絡したら、すでに担当者が退職していた、しかも後任が決まっておらず誰も対応してくれない状態で困ったことはありませんか。又は、年一回やりとりをする担当者が怖くて質問すると怒られそうで聞くに聞けないということはありませんか。新しい取引が生じた場合に、会計処理、税務の取り扱いを年度末ではなく、その時点で専門家に確認しておきたいというご要望が多いのではないのでしょうか。



坂下国際税理士法人では、月次関与を推奨しておりますが、四半期関与、年次関与のクライアントに対しても、通常業務から生じた質問は、電話・メールを問わずすぐに対応いたしますので、疑問点を決算時まで持ち越すことはありません。また、担当者変更も基本的にほとんどありませんので、毎年新しい担当者に会社概要など同じことを説明する必要が省けます。国際税務に精通した気さくな税理士にいつでも気軽に相談できる体制をとっております。

## 問題 5

BEPS 対応で移転価格文書を作成する必要があるが、どこへ相談してよいか分からず困っていませんか？

日本の子会社の取引規模は小さいが、本社の連結売上が 1,000 億円を超えているため、移転価格文書の作成、提出義務があるが、どこから手をつけてよいかわからないということはありませんか。移転価格文書について本社でどこまで対応しているのか、ローカルサイドでどこまで準備する必要があるのかわからず、またどこへ相談して良いかわからないまま不安を抱えた状態で何もしていない会社も多いように見受けられます。



坂下国際税理士法人では、月次関与・四半期関与・年次関与を問わず、税務顧問をお受けしているクライアントを対象に移転価格文書の作成をお手伝いいたします。税務顧問をお受けしているからこそ、クライアントの取引状況を把握しておりますので、正確な移転価格文書を作成することができます。

## 問題 6

“大手税理士法人の顧問料は割高だと思いませんか？”

現在依頼している税理士法人は、Big4 ということもあり年一回の決算時のみの依頼にもかかわらず、年間数百万円支払っており割高感があると感じていることはないでしょうか。そうかといって国際税務に慣れていないドメスティックな税理士事務所に依頼するのリスクがあるし、なかなか事務所を変更することも難しいと思いませんか。



坂下国際税理士法人では、すべての作業を Big4 で実務経験を積んだ国際税務に精通した税理士有資格者のもとで作業いたします。少数精鋭の事務所ですので、高品質なサービスをリーズナブルな金額で提供しております。

## 問題 7

“税理士事務所を変更するのはリスクが伴い、変えたくてもなかなか変えられないと思いませんか？”

現在の税理士事務所を変えたいと思っているが、変更先の税理士事務所が自社のニーズに correspond してくれるかどうか不安で変えること自体が難しいと思いませんか。



坂下国際税理士法人では、現在、税理士の変更を考えているすべての外資系企業のクライアントに対して、リスクフリーの保証制度を設けております。最初の 1 か月間についてお試し期間を設けておりますので、当事務所の対応にご満足いただけなかった場合は、いかなる理由であっても当事務所が 100%返金保証いたします。(詳細は P14 をご参照ください。)

## ■ 私たちのミッション

「Client と共に成長することを目指す」

坂下国際税理士法人は、Client と共に成長することを使命としております。

企業が成長していくためには、企業自身が適切に現状を把握し、その把握した情報に基づいて適切な経営判断を下せる力が求められます。

そこで坂下国際税理士法人は、以下をお約束いたします。

1. Client のニーズや問題点を、Client の立場に立って精密なヒアリングにより洗い出して、現状の問題点を提示いたします。
2. 洗い出した問題点を分析し、Client にとって何が最適なのかを常に考え、最適な状態にするための改善提案をいたします。最終的には Client 自身が自らの力で現状を把握することができるような指導をいたします。
3. 常に Client の現状を適切に把握するために、随時ヒアリングとフィードバックを行い、Client に対して高品質のサービスを提供いたします。

企業が次のステージへ進むためにも常に一歩進んだ提案を行うことにより、Client の成長を支援することをミッションとしております。

## ■ サービス内容

### ● 税務顧問（月次関与・四半期関与・年次関与）

- 月次記帳（英語又は日本語）
- 月次 Book Review
- 本社への Reporting Package 作成
- 決算期又は四半期ごとの Current Tax 及び Deferred Tax の計算
- 法人税・地方税・消費税・事業所税・償却資産税申告書作成
- 本社との Correspondence
- 固定資産台帳の管理
- 給与計算及び社会保険事務（社員 3 名以上の場合応相談）
- 租税条約届出書等の税務書類作成
- 税務調査対応
- 日々の税務相談
- Payment 業務（オプション）
- 設立登記業務（提携司法書士・行政書士）

### ● 移転価格文書の作成（BEPS 関連）

- 最終親会社等届出事項の作成
- ローカルファイルの作成
- マスターファイル・cbc レポートの作成またはレビュー

### ● その他

- EXPAT の個人所得税申告書作成
- 管理会計コンサルティング
- 月次決算の早期化コンサルティング



## ●税務顧問

坂下国際税理士法人では、社員 10 人超又は年商 10 億円以上のクライアントを関与する場合、「月次関与」「四半期関与」又は「年次関与」のいずれかの方法により対応させて頂いております。自社内である程度月次処理を遂行できるが、本当に正しく処理できているのか自信がない、あるいは普段から専門家に Review してもらって将来の税務調査などのリスクに備えたい場合は、「月次関与」をお勧めしております。

一方、月次処理はかなり正確に処理できる体制が整っている会社であれば「四半期関与」又は「年次関与」でもよいかと思えます。それぞれの関与方法に特徴がありますので、どちらの関与方法が会社にとって適切かご検討いただければと思います。

### <月次関与の場合（推奨）>

当事務所では四半期関与・年次関与に代えて月次関与を推奨しております。これは、年次決算は月次決算の積み重ねであり、正確な月次決算を行うことが、すなわち正確な年次決算を行うことにつながるからです。正確な月次決算を行うことによって、適正な節税対策の提案を行うことが可能になり、また、クライアントにとっての税務リスクを軽減することができます。

当事務所では月次関与の場合、原則として月 1 回お客様の所へ訪問して Book review をいたします。社員 10 人超又は年商 10 億円以上の会社になると取引量が多くなるため、効率性を考慮し、重要性の原則に基づいて Review しております。クライアントの状況に応じて、事前に事務所で準備した上で訪問することもあります。具体的には事務所で仕訳リストを事前に通査し、チェックすべき仕訳を抽出した上で訪問することになります。現場では抽出した取引について、請求書等の証憑の突合のみならず、内容をヒアリングした上で処理が適正かどうか確認するといった作業を行っております。また、証憑突合のみならず、Intercompany 間の取引の確認や基幹システムからの数字との整合性の確認なども行っておりますので、会社全体の数字の信憑性、網羅性を保持することができます。また、訪問時に日々の取引から生じた質問やご相談もあわせてお受けしますので、疑問点をすぐに解決することができます。

決算時の対応として、例えば 12 月決算の場合、11 月中に 10 月末時点の財務諸表をもとに 11 月と 12 月の予測をヒアリングした上で、税額シミュレーションを行っております。この時点で決算に向けての節税対策を検討、提案しております。なお、1 月上旬～中旬に

税額計算（Current tax 及び Deferred tax の計算を指します）を行った後、すぐに法人税・地方税の見込納税額、消費税の確定税額の計算及び申告書の作成を行っております。このタイミングで事業所税の計算及び申告書の作成も同時に行います。2月中旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることのないような体制をとっております。見込納付後は、法人税・地方税の Final の確定申告書の作成へとりかかりますので、2月下旬～3月中旬には確定申告書を完成させております。従って、12月決算の場合、原則として3月中旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応しておりますので、申告期限ぎりぎりに慌てることはありません。

当事務所が月次関与することで正確な月次処理をすることができますので、正確な年次決算をすることができます。その結果、以下のようなメリットを受けることができます。

- 主要な勘定科目については、毎月内容をチェックしておりますので、貸借対照表（BS）に計上されている科目で滞留して内訳が不明なものは発生しません。そのため、内容について本社から問い合わせが入った場合でも迅速に正確な対応をすることができます。
- 10か月経過時点で税額シミュレーションをしますので、年間の税額を予測することができます、Cash flow 対策をすることができます。
- クライアントが抱えている問題点や税務リスクなどを都度お知らせし、改善策を提案させていただくことができます。
- クライアントの事情に即した節税対策のご提案が可能になります。
- 常に税務調査で問題になりそうな事項を念頭に置いて対応しておりますので、税務調査で突然大きな問題が生じることがなくなります。



## ＜四半期 (Quarter) 関与の場合＞

当事務所では、自社内で月次処理を正確に遂行できる状況のクライアントに限り、月次関与に代えて四半期関与形式で承ることが可能です。一般的には Quarter ごとに税額計算 (Current tax 及び Deferred tax の計算を指します) をする必要があるクライアントについて、四半期関与しております。Quarter ごとに税額計算を行っておりますので、例えば 12 月決算の場合、4 月、7 月、10 月、1 月にそれぞれ Q1、Q2、Q3、Q4 の税額計算を行うこととなります。Quarter ごとにおおまかに取引状況を把握しておりますので、年次関与に比べて安心できるという利点があります。

確定申告作業については、Q4 の税額計算を反映した結果に基づいて、1 月中旬～2 月中旬にかけて法人税・地方税の見込納税額、消費税の確定税額の計算及び申告書の作成を行っております。このタイミングで事業所税の計算及び申告書の作成も同時に行います。2 月中旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることがないような体制をとっております。見込納付後は、法人税・地方税の Final の確定申告書の作成へとがかかりますので、2 月下旬～3 月中旬には確定申告書を完成させております。従って、12 月決算の場合、原則として 3 月中旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応しておりますので、申告期限ぎりぎりに慌てることはありません。

なお、四半期関与の場合は月次処理をチェックしておりませんので、原則として四半期の税額計算及び年末の確定申告に関する作業のみの関与となりますが、日々の取引から生じた税務に関する質問もお受けしております。通常の取引であれば、自社で処理できる体制のクライアントでも、新たな取引が生じた場合などで、税務上の問題を検討しなければならないときに、お気軽に質問することができますので、安心してご依頼いただける体制をとっております。



## <年次関与の場合>

当事務所では、自社内で月次処理を正確に遂行できる状況のクライアントに限り、月次関与及び四半期関与に代えて年次関与形式で承ることも可能です。年次決算は月次処理の積み重ねですので、月次処理が正確に遂行できていない状態の場合は、月次関与形式を採用させて頂いております。一方、月次処理を正確に遂行できているクライアントでも、毎月専門家の Review を受けた方が安心というクライアントもいますので、その場合は月次関与形式で承っております。

年次関与の場合、決算月の前々月から前月に今決算の打ち合わせを行っております。例えば12月決算の場合、10月から11月にかけてご面談による打ち合わせを行い、ここでスケジュール確認、決算準備資料のリクエストを行っております。事前の打ち合わせで今期中の取引状況などを事前にヒアリングし、概要を把握することで申告書作成時に突然あわてることのないように準備をしております。また、決算期末を待たずに事前に入手できる資料や10月末又は11月末時点の財務諸表を入手して事前準備しておりますので、1月上旬～中旬の税額計算（Current tax 及び Deferred tax の計算を指します）の対応をタイムリーにできるような体制をとっております。1月下旬～2月中旬にかけて税額計算を反映した結果に基づいて、法人税・地方税の見込納税額、消費税の確定税額の計算及び申告書の作成を行っております。このタイミングで事業所税の計算及び申告書の作成も同時に行います。2月中旬にはすべての税目についてクライアントへ納税額をお知らせしておりますので、納付期限ぎりぎりになって慌てることのないような体制をとっております。見込納付後は、法人税・地方税の Final の確定申告書の作成へとりかかりますので、2月下旬～3月中旬には確定申告書を完成させております。従って、12月決算の場合、原則として3月中旬にはすべての申告書が完成するスケジュールで対応しておりますので、申告期限ぎりぎりに慌てることはありません。

なお、年次関与の場合は月次処理をチェックしておりませんので、原則として年末の確定申告に関する作業のみの関与となりますが、日々の取引から生じた税務に関する質問もお受けしております。通常取引であれば、自社で処理できる体制のクライアントでも、新たな取引が生じた場合などで、税務上の問題を検討しなければならないときに、お気軽に質問することができますので、安心してご依頼いただける体制をとっております。

## ●移転価格文書の作成（BEPS 関連）

当事務所では外資系企業向けに移転価格文書を作成いたします。ローカルファイルの作成のみならず、最終親会社等届出事項の作成や当社が作成したマスターファイルや Country by Country レポート(CbC レポート)のレビューもいたします。ローカルファイルの作成では、ベンチマーキングはもとより、会社概要、国外関連取引の内容、機能及びリスク分析等についてクライアントからヒアリングしながら文書に落とし込みますので、一連の文書作成について包括的に依頼することができます。



## ●その他のサービス

### <税務相談>

外資系企業にとって、国外関連者との取引（仕入、経費の付替えなど）は金額も大きく非常に重要な位置を占めます。国外関連者取引については、税務調査で問題になることも多く、仮に否認されてしまうと多額の追徴課税が生じることにもなります。当事務所では、国外関連者間取引について、取引内容の是非を検討するとともに税務上のリスクの検討及び改善策を提案いたします。

### <税務調査対応>

クライアントに税務調査が入ることになった場合、調査実施日の前に打ち合わせをさせて頂いております。その時点で考えられる税務リスクなどをすべて洗い出し、税務調査のシミュレーションを行い、調査がスムーズに遂行できるような対策をいたします。ご要望に応じて税務調査の立会からその後の検討、調査後の処理まで一貫して対応いたします。

### <各種税務書類の作成>

租税条約を締結している国に所在する国外関連者との取引を行う過程で、取引内容に応じて、条約上税金が減額あるいは免除される場合があります。当事務所では、これらの適用を受けるための租税条約届出書の作成をいたします。その他異動届などの税務書類全般の作成も承っております。

### <管理会計>

当事務所が月次関与する場合には限られますが、会社をさらに一步上のステージへ上げるために管理会計の指導もいたします。社員 10 人超又は年商 10 億円以上の会社になると、本社からの要請により、すでに月次で予実比較している会社も多いかと思いますが、中には予算を作りっぱなしでその後どうなっているかやむやみになっている会社も見受けられます。どのような形で管理会計を取り入れるのが良いのか、ヒアリングしながらその会社にあった形の管理会計を提案いたします。

## <月次決算の早期化>

社員 10 人超又は年商 10 億円の以上の外資系企業の多くは、月次の締めは早いところで翌 2~3 営業日、平均して翌 10 日以内に締めている会社がほとんどかと思えます。

一方、本社の要請があまり厳しくない外資系企業では、翌 20~25 日前後にならないと締まらない会社もあるのが事実です。年商 10 億円以上の会社になると、ちょっとした判断ミスが Cash flow のショートにつながる場合など経営上、重大な影響を及ぼすこととなりますので、月次の締めが早いに越したことはありません。

坂下国際税理士法人では、早期に月次決算を締めている会社に多く関与しておりますので、月次決算を早期化するためのノウハウを有しております。クライアントの事情を考慮しながら、最適な形で早期化するためのご提案をすることが可能です。



## ●リスクフリーの保証制度

現在の税理士事務所を変えたいと思っているが、変更先の税理士事務所が自社のニーズに  
応えてくれるかどうかかわからず、変更すること自体を躊躇している外資系企業も多いので  
はないでしょうか。

また、変更する場合に変更先の税理士事務所とうまくいくかどうかわからないので、従前の  
税理士事務所に依頼をしながら新しい税理士事務所に依頼することを考えている外資系企  
業もあるかと思えます。ただ、後者の場合、一時的に2か所の税理士事務所に依頼するこ  
とになるため、月額顧問料が2倍になってしまい本社の承認をとりにくいことから、結果的  
に変更することが難しいクライアントが多いのも事実です。

私たちは、このような不安を抱えている外資系企業のクライアントに対して、下記のリスク  
フリー保証制度を設けております。

### 1か月のお試し期間あり・100%返金保証付き

私たちは、すべてのクライアントが当事務所のサービス内容にご満足いただけた場合に限  
り関与させて頂くことを前提としております。従って、最初の1か月間についてお試し期  
間を設けております。ここでいうお試し期間中は月次関与とし、主に税務相談を中心とした  
対応をさせて頂くこととなります。お試し期間中は、通常取引から発生した質問やご相談  
を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。

お試し月の前月末までに当月分の顧問料を申し受けますが、もし、当事務所の対応にご満足  
頂けなかった場合は、いかなる理由であっても当事務所が100%返金保証いたしますので、  
前月末にお支払いいただいた当月分の報酬は、全額返金させていただきます。

お試し期間終了後、当事務所の対応にご満足いただけた場合のみ、2か月目以降の月次関与  
を継続させて頂くこととなりますので、クライアントにとってリスクフリーで税理士事務  
所の変更が可能となります。



## ✚ 坂下国際税理士法人の特色

### ✓ 国際税務に専門特化している

坂下国際税理士法人は、外資系企業の日本子会社、日本支店、駐在員事務所に対する税務会計業務に特化しております。国際取引を行う際に生じる税務・会計上の問題について、経験豊富な税理士がご相談に応じます。

また、昨今の BEPS に対応した最終親会社等届出事項の作成、ローカルファイル等の文書作成にも対応しております。

### ✓ 社員 10 人超又は年商 10 億円以上の中・大規模の外資系企業に対して関与することができる

社員 10 人超又は年商 10 億円以上の外資系企業が抱える国際間取引に関する様々な問題について状況を把握した上で適切な解決策を提案することができます。クライアントの約 40%が年商 10 億円以上の外資系企業ですので、迅速で正確な税額計算が求められる業務の経験が豊富であり、多項目に渡る申告調整が必要な確定申告書の作成や将来の税務調査に備えるための事前対策などを積極的に提案いたします。

### ✓ 正確な資料を迅速に提供することができる

締めが早い会社の月次レポートや四半期又は年次の税額計算などを期限内に迅速に正確な資料を作成いたします。

また、固定資産などの資産件数が多い外資系企業についても、大量のデータ処理を必要とする資料を迅速で正確に作成いたします。

納税額を早めに算出してお知らせしますので、余裕を持った資金繰りが可能となり、申告書も余裕をもって提出することができます。

### ✓ 本社向けの資料作成や本社との連絡を円滑に進めることができる

本社へ報告するレポートを会社のフォーマットにあわせて作成いたします。

また、必要に応じて本社の担当者と直接連絡をとりながら対応することが可能です。

## ✓ 迅速な対応、感じが良く、かつきめ細かい対応ができる

クライアントからの電話はすぐに対応いたします。

メールなどのお問い合わせに対するレスポンスは、遅くても 24 時間以内に対応いたします。

クライアントからのご要望は、ヒアリングを十分に行った上で、何がクライアントにとってベストなのかを検討し、会社の実情に合わせた改善策を提案いたします。

## ✓ リーズナブルな報酬を提案できる

月次関与の場合は、月額フラットレートを採用させて頂いております。一方、年次関与の場合は、作業内容ごとにご相談させて頂く形態をとっております。税務相談などは実際作業時間に応じたタイムチャージ制をとっておりますが、目安として Big4 の約 7~8 割程度の報酬で承ることができます。税理士有資格者のもとで作業いたしますので、高品質なサービスをリーズナブルに提供いたします。

## ✓ リスクフリーの 100%返金保証制度がある

当事務所では、すべてのクライアントが当事務所のサービス内容にご満足いただけただけの場合に限り関与させていただくことを前提としております。そのため、税理士事務所の変更を検討しているクライアントに対しては、最初の 1 か月間、お試し期間を設けております。お試し期間中は月次関与とし、通常取引から発生した質問やご相談を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。お試し月の前月末までに当月分の顧問料をお支払い頂きますが、もし、当事務所の対応にご満足いかなかった場合は、いかなる理由であっても、前月末にお支払いいただいた当月分の報酬を 100%返金することを保証いたします。

## ✓ お問い合わせ

現在の関与税理士にご不満がある方、現状を改善したいと思っている方は、どんな細かいご要望でも構いませんので、お気軽にお問い合わせ下さい。

御社の現況を把握した上で、ご要望に即した具体的な改善策を提案させていただきます。

## 坂下国際税理士法人

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-38-5 YFL ビル 2F

Tel: 03-6434-9713

Fax: 03-6434-9716

<https://www.bygones-tax.com>

[Sakashita@bygones-tax.com](mailto:Sakashita@bygones-tax.com)